

総務委員会議案説明資料

令和 7 年 3 月 2 4 日

件 名	頁
1 第 5 4 号 議 案 災害用備蓄包括管理事業について・・・・・・・・・・	2

(総 務 部)

第 5 4 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 2 4 日

件 名	災害用備蓄包括管理事業について
所管部課名	総務部 契約課、危機管理部 災害対策課
内 容	1 契約の相手方 災害用備蓄包括管理事業共同企業体 代表企業 佐川急便株式会社 代表取締役社長 本村 正秀 京都府京都市南区上鳥羽角田町 6 8 番地 2 契約金額 3 6 6 , 8 9 3 , 8 3 8 円 3 契約方法 特命随意契約 4 特命随意契約理由 備蓄倉庫管理業務、在庫を管理するシステム関連業務などには高い専門性が求められるため、事業者選定に公募型プロポーザル方式を採用し、選定委員会にて特定を受けたため、随意契約をする。（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当） 5 契約番号 6 足総契契第 0 2 2 9 1 2 号 6 履行期限 令和 8 年 3 月 3 1 日 7 履行場所 災害対策課指定場所 8 契約内容 本事業は物品購入や倉庫内の設備点検等を一括して委託するものである。 （1）平時における本業務の取り扱い 足立区の定めた計画に基づき、以下の業務を履行する。 ア 物品購入業務金額（※ 1 購入品目一覧表参照）1 9 9 , 6 6 9 , 6 3 8 円 災害備蓄食糧品や資機材等の備蓄物品の購入業務 イ 備蓄物資受領・輸送業務 8 3 , 1 0 5 , 0 0 0 円 （ア）足立区に納品する備蓄物資を災害拠点備蓄倉庫や各避難所に輸送する業務 （イ）再活用品（※ 2）の配送を行う業務 ※ 2 再活用品とは、足立区が備蓄している食糧品や災害用生活用品などの入れ替えに伴い、希望調査の上、災害拠点備蓄倉庫や各避難所から町会・自治会や保育園等に配布する用品 ウ 備蓄倉庫管理業務 6 7 , 7 1 6 , 0 0 0 円 倉庫レイアウトの見直し、物資の品目・賞味期限（使用期限）の管理、倉庫内の設備点検や不良対応、清掃、樹木剪定

エ 備蓄物資管理システム業務

16,403,200円

備蓄物資を管理するためのシステムを用意するとともに、国が運用する物資調達支援システムに、足立区の備蓄物資の数量・品目・備蓄場所を反映させる。

※1 購入品目一覧表

項目	品目	数量
①災害用 飲料水	水（2L）	103,278本
	水（500ml）	2,520本
②災害用 食糧	アルファ化米	52,800食
	クラッカー	1,400食
	レトルト食品	53,000食
	フリーズドライ食品	142,500食
③災害用 生活用品	簡易トイレ（400回入）	20箱
	粉ミルク	1,996缶
	おむつ（大人用、子ども用全サイズ）	352箱
	口腔ケア用品（マウスウォッシュ）	243,000個
	口腔ケア用品（歯磨きシート）	48,600個
	アルミブランケット	30,080枚
	介助補助食品	410個
	第二次避難所用毛布	525枚
	第二次避難所用エアーマット	75枚
	エアーポンプブロアー	10個
	ダブルアクションポンプ	10個
	第二次避難所用コミュニケーションボード	5個
	残留塩素試薬	117個
	塩素消毒薬品	234個
④災害用 資機材	ブルーシート	500枚
	発電機	6台
	マンホールトイレ部材	15セット
	避難所備蓄ガソリン缶詰	604缶
	給水袋	18,300袋
	折りたたみコンテナ	40個
	カセットガスボンベ	20本
	ろ水機	1台
	第一次避難所用マンホールトイレ部材購入（標準テントセット）	4個
	第二次避難所用マンホールトイレ部材等購入（大型テント・洋式便座セット）	15セット
	第二次避難所用マンホールトイレ部材等購入（トイレ部材保管用物置）	3個
	第二次避難所用プライベートテント	5張

9 そ の 他

- (1) 仮契約年月日 令和7年3月14日
 (2) 見積書提出日 令和7年3月14日
 (3) 見積参加事業者 1者(特命随意契約)
 (4) 予定価格 366,893,838円

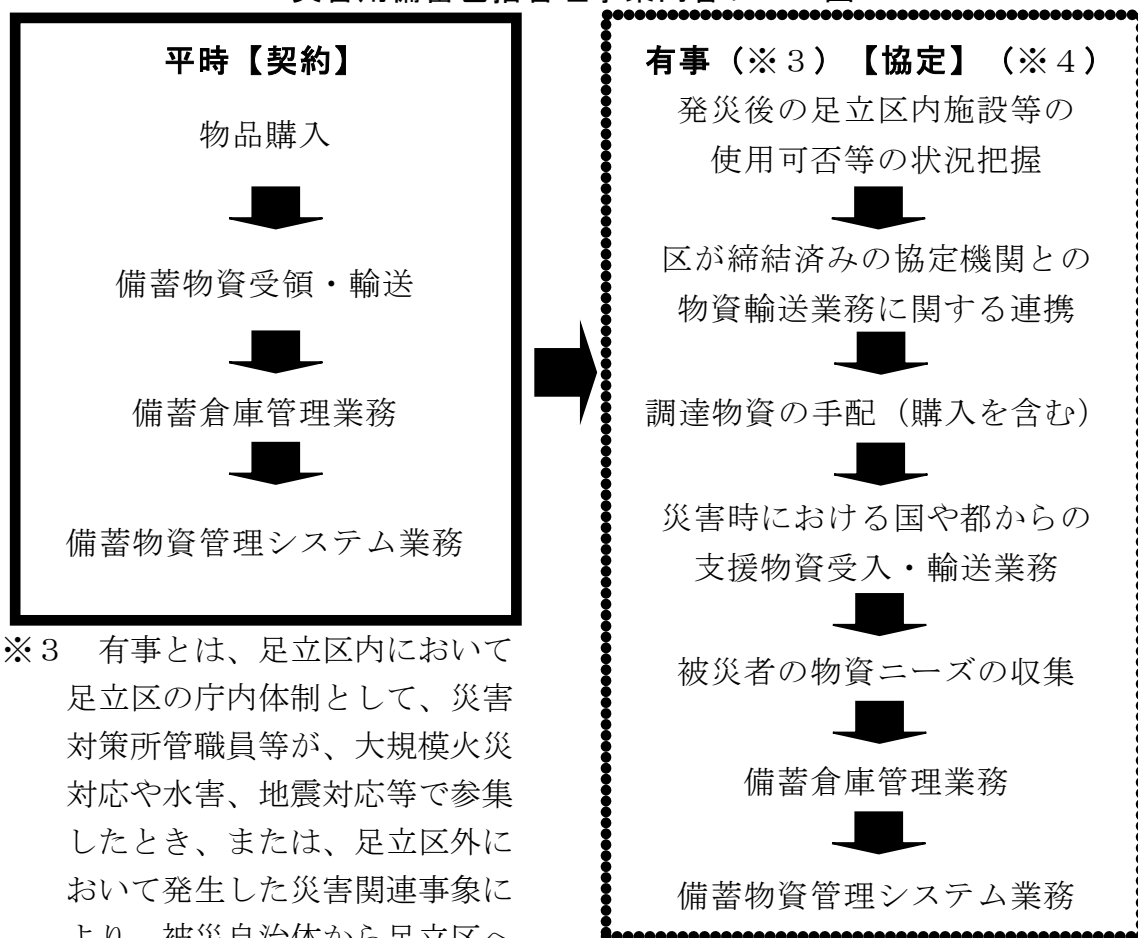
※ 物品購入業務費、契約金額、予定価格には消費税を含む。

※ 本事業は3千万円以上の物品購入経費が含まれるため、議案提出する。

- (5) 購入額の適正化

過去の契約実績や複数事業者の見積価格から、適正な物品購入金額を確認済。

災害用備蓄包括管理事業内容フロー図



※3 有事とは、足立区内において足立区の庁内体制として、災害対策所管職員等が、大規模火災対応や水害、地震対応等で参集したとき、または、足立区外において発生した災害関連事象により、被災自治体から足立区への支援要請があったときをいう。

※4 事前に具体的な業務量や予算額を見込むことが困難なため、事後清算である協定を締結し、迅速な対応を可能とする。